

別紙

諮問第790号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇児童相談所が保有する〇〇の指導経過記録のうち、〇年〇月〇日から同年〇月〇日までに請求者が〇〇児童相談所の担当者と面接又は電話した時の記録」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年2月20日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年8月13日に審査会へ諮問され、令和4年9月16日（第225回第二部会）から令和6年2月16日（第240回第二部会）まで、16回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検

討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件審査請求に係る対象保有個人情報として、「指導経過記録票（受付番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）が条例16条6号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

イ 本件非開示情報について

本件非開示情報は、指導経過記録票における「相談主訴」欄であり、その非開示妥当性について判断する。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関によると、指導経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）12条2項で、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）27条1項2号の規定により指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない旨定められていることから、それに基づき作成しているものであり、細則に定められるもののほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係機関等との連絡調整の内容につき、時系列で記録される公文書であるとのことである。

審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、本件非開示情報には、児童相談所が該当すると判断した相談の区分が記載されていることが確認された。

上記の非開示情報は、単なる事実の記載ではなく、専ら実施機関が行った評価、判断といえる事項であり、これらの情報が開示されると、児童相談所と開示請求者との間に誤解や認識の相違が生まれ、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、こ

れらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子